2002年1月15日発行

村尾光子の みなみかわち町議会報告（第112号）



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

第4回定例会（12月14日～18日）の報告です。

もくじ

明けましておめでとうございます。

価値観の相違が、これほど世界を混乱させるのか、まざまざと見せつけられた21世紀初年でした。あくまでも平和的に相互理解を深めたい、貧困もなくしたい。政治的交渉能力は誰に求めたら？

12月定例会では、行政改革の一環として課改編を決めました。町長は●小山市に委託している子ども発達支援センターは分離分割して、H14年4月に国分寺町内に施設開設（4町で）●在宅障害者生活支援事業は1市5町でｻﾝﾌﾗﾜｰ療育園に（小山市）に委託（4月～）と報告。市町村合併・ＩＴ対応等々、議員も学ぶべき事山積です。

今年もよろしくお願いします。

《審議事項》

同意第 2号	固定資産評価審査会委員の選任同意（高橋嘉次郎氏）	賛成全員	同意
議案第42号	課設置条例の全部を改正する条例	〃	可決
43	職員の再任用に関する条例改正	〃	〃
44～47	議会議員報酬条例、 特別職・職員・単純労務職員の給与条例の一部改正	〃	〃
48	町税条例の一部改正（前納報奨金・納期）	〃	〃
49・50	都市計画税・国民健康保険税条例の一部改正（納期）	〃	〃
51・52	H13年度会計補正予算　一般会計・農集排事業会計	〃	〃
陳情第 1号	「青少年健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情	文教常任委員会付託 継続審査	
2	WTO（世界貿易機関）次期交渉への意見反映に関する要請書	賛成全員	採択
発議第 3号	新たなWTO（世界貿易機関）の貿易ルールの確立を求める意見書について	〃	〃

＊議案等の番号は暦年毎の通し番号です

一般質問（通告順）

磯辺香代・荒井英子・海老原平吉・村尾光子・上野喜八郎・川上英毅・花田芳美の７議員が質問しました。

♥議会報告と意見交換会へのお誘い♥

1月26日(土)午前10時から

グリーンタウンコミセンにて

報告：荒井英子・磯辺香代・村尾光子

この報告は再生紙を使用しています

★課を統廃合、行政改革の一環で

（議案第42号）

――9課を8課に、課設置条例の全部を改正――

提案理由：社会情勢の変化に対応し、総合計画に基づくまちづくりの推進と機能重視型の行政機構とするため

現行	H14年4月～	事務分掌
総務課	総務課	(1)職員の人事・給与 (2)条例・規約等の処理 (3)情報公開 (4)文書管理 (5)町有財産 (6)入札・契約 (7)消防・水防・交通等防災 (8)他の主管に属しないこと
企画課	企画課	(1)総合計画 (2)広域行政 (3)市町村合併 (4)まちづくり (5)男女共同参画 (6)財政全般 (7)統計 (8)広報・広聴 (9)情報管理(IT関係、庁内LAN)
税務課	税務課	(1)町税(県民税を含む) (2)国民健康保険税 (3)介護保険料 (4)納税奨励・納税相談 (5)固定資産評価審査委員会
住民課、保健衛生課	住民生活課	(1)戸籍 (2)住民基本台帳 (3)外国人登録 (4)国民健康保険 (5)老人保健 (6)国民年金 (7)環境保全 (8)生活環境
保健衛生課、福祉課	健康福祉課	(1)社会福祉6法の施行 (2)社会福祉法人 (3)その他の社会福祉 (4)介護保険 (5)保健衛生
建設課、都市計画課	建設課	(1)道路・河川その他の土木 (2)住宅及び建築 (3)都市計画 (4)都市施設
都市計画課	区画整理課	(1)区画整理事業の管理 (2)区画整理事業の工務 (3)区画整理事業の補償
経済課	産業振興課	(1)農業・林業・水産業・商業・工業 (2)産業団体の指導 (3)労働 (4)度量衡 (5)観光 (6)地籍調査 (7)消費者行政

《この他、この条例改正に含まれないところ》

・水道課は従来通り通り(公営企業法による水道事業設置条例)

・教育委員会事務局：H14年1月の教育委員会定例会で承認を得て規則を改正する(H14年4月～)

現行	H14年4月～	事務分掌
教育総務課	学校教育課	学校施設整備、児童生徒の保健安全、幼稚園就園奨励 就学・入転退学、要保護準要保護児童生徒就学奨励、給食
社会教育課、文化課	社会教育課	生涯学習・社会教育の推進、青少年教育及び団体育成指導 社会体育の普及振興、社会体育施設の使用管理 文化・芸術の振興、文化団体の活動推進・育成、文化財保護

（資料：12月6日 全員協議会にて配布）

●関係施設等を含め、課長級のポストを20から14にする。実務者を増やすため。

●係の分掌は規則で定める。

●企画課の分掌について

・「まちづくり」はまちづくり条例を制定するための事務

・「男女共同参画に関すること」が明記されたが、社会教育課女性青少年係は廃止予定。クリエイトみなみかわち実行委員会はどこが所管するのか、検討中。

・「市町村合併に関すること」は、合併するか、しないかも含めて研究するため。庁内検討委員会、研究会が組織されている。

●消費者行政は産業振興課(経済課)が所管するが、不都合が部分がでたら状況に応じて検討する。(村尾：住民生活課が妥当ではないか？)

●住民生活課の「環境保全に関すること」は環境保全計画策定等の環境問題に取り組むため。

●保健委員の活動は住民生活課、健康福祉課の双方にわたるが、事務局は生活環境課に置く。

●人権擁護委員の事務局は健康福祉課へ。

●第2庁舎(旧水道庁舎)への入居部署は、学校教育課と建設課が予定されている。

機能重視の機構改革と説明しているが、これにより住民サービスが低下しないよう注目せねば。

★町行政改革大綱を策定(H13年11月)

12月6日、全員協議会にて報告

行政診断に基づいて、H14年～18年の5か年計画として策定されました。具体的な改革の実施計画は別に定めます。

行政改革の方向が窺えますので骨子ご紹介します。

H12年度にｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ(ぎょうせい)に委託して行政診断を実施。その結果を踏まえて、ぎょうせいと共に策定した。

目的:・時代の変化に応じた効率的、効果的な行政サービスを高い水準で供給する組織づくり
・将来を見据えた行政運営を確立し、推進しうる人づくり
・行政への住民の関心と信頼を高め、住民と行政が協働するまちづくりを目指す体制づくり

主要課題	改革テーマ	改革の基本方向
(1)事務事業の見直し	①事務事業の整理・合理化	●事務分掌の整理・明確化●部門間連携の促進●定期的な見直し制度の確立
	②窓口業務の効率化・住民サービス向上の推進の	●各種申請手続きの簡素化等●窓口業務の統合化●接遇レベルの全体的な向上
	③事務事業の改善	●決裁基準の見直し●IT活用●ｺｽﾄの積算と職員への周知
	④補助金等の合理化	●補助金拠出の優先順位の審査・検討●外郭団体の自立化促進による補助金の廃止・減額●定期的な見直し制度確立
	⑤住民参加の促進	●公募等により委員会等への住民代表の積極的な招請●ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動への理解と参加意識の醸成●各種団体相互のﾈｯﾄﾜｰｸ化支援●行政と各種団体との協働促進
	⑥行政運営での広域化推進	●特定事業の統合と広域化
(2)時代に即応した組織・機構の見直し	①社会経済情勢の変化に対応した組織・機構の見直し	●ｽｸﾗｯﾌﾟ・ｱﾝﾄﾞ・ﾋﾞﾙﾄﾞによる機能重視型の組織・機構
	②組織間の連携強化の促進	●各種会議等による情報共有化を図るための連携●協調体制の強化ｸﾞﾙｰﾌﾟ制の採用
(3)定員管理・人事制度の見直し	①定員適正化計画の策定	●組織の見直しによる課の統合●事務事業量の調査実施●定員適正化長期計画策定
	②人事制度の見直し	●多様な人材の計画的採用・育成●育成的視点による人事制度の構築●各種人事制度の見直しと適切な運用
	③職場における男女共同参画の推進	●人事管理の公正な運用●男女共同参画意識の醸成●男女共に働きやすい環境整備
(4)分権時代に対応する職員の能力開発	①政策形成能力・創造性能力を有する人材の育成	●人材育成基本方針の策定●人材育成・能力開発制度の確立●学習的風土づくり
	②職員採用制度、自主研究グループ育成	●職員提案制度・目標管理等の検討・導入・体制づくり●自主グループの育成・支援
(5)行政の情報化の推進等による各種サービ	①情報化の推進等による各種サービスの向上	●住民のIT活用能力の向上等IT化政策の積極的展開●行政ｻｰﾋﾞｽへのｲﾝﾀｰﾈｯﾄ活用
	②庁内におけるIT活用推進	●情報システム整備と事務処理手続のIT化●各種ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの整備・庁内LAN・ｲﾝﾄﾗﾈｯﾄ整備●職員のIT活用能力の開発
	③住民票・印鑑証明等の自動交付機の導入推進	●地域住民への周知・積極的活用●設置場所の検討と適正化●情報機器導入と活用に関するﾉｳﾊｳの習得
(6)財政状況の公開と財政健全化	①住民への財政状況の分かりやすい公開	●財政状況の分かりやすい公開●各事業単位での収支状況の明確化とその公開
	②財源の確保	●新たな財源確保の検討●歳出の見直し等による歳入に見合った行政運営の検討
	③受益者負担の適正化	●各種無料ｻｰﾋﾞｽに対する手数料新設の検討●使用料・手数料の定期的な見直し制度

★固定資産評価審査委員会委員に 高橋嘉次郎氏再任同意

（同意第2号）

町長提案理由

高橋氏はH7年より2期努めた。評価についての豊富な経験と知識を有し、地域の信望も厚い。

【審査委員会委員】（敬称略）　（任期満了日）

相澤　弘	79歳	中川島	H15. 9. 8
星野純夫	48歳	祇園1丁目	H15. 10. 15
高橋嘉次郎	74歳	仁良川	H16. 12. 17

＊不服申し立てがあったとき審査会を開催する

★H13年度一般会計補正予算

（議案第51号）

1億9222万2千円を追加して予算総額を73億1162万1千円に

【歳入】　主なもの

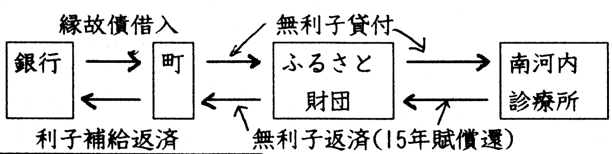
- 県支出金　10,179千円
- 寄付金　203　：自治医大薬師祭から
- 繰入金　63,336
- 町債　117,400
  - 区画整理事業債　150万円
  - 減税補てん債　1,590万円
  - 地域総合整備資金貸付事業債　10,000万円

【歳出】　主なもの

- 庁内ﾊﾟｿｺﾝ用配線工事　7,524千円
- ふれあいﾌﾟﾗｻﾞ用地費　8,200
- 地域総合整備資金貸付　100,000　：ふるさと財団へ
- 乳幼児医療費　9,390
- 東西保育所工事費　3,394
- 65歳以上ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種　3,600
- 農集排会計へ繰出金　7,577
- 各学校非常通報装置設置　4,500　：7校、168か所

○上記の明細にはないが、畜産農家の狂牛病の風評による経営不振に対し、経営運転資金貸付利子補給を行う。農家が農協から借入れる額（最大500万円まで）の利子分を補助するもの。町内畜産農家は30戸、12月までの申請は4件。

○地域総合整備資金貸付は特殊法人「地域総合整備財団」（ふるさと財団）が実施する民間事業を支援する事業に対するもので、今回は、南河内診療所からの申請。足銀から借入。



南河内診療所の事業
老人保健施設（90床）
総事業費 7億4600万円
鉄骨3階建　3,111m²
新規雇用者数 41人
H14年4月 開業予定

- 利子の75%は地方交付税に算入され、実質的な町負担は25%、貸付条件に「5人以上の地元雇用」
- 介護サービス提供事業者なので町介護保険会計への影響大。保険料は3年据え置きなので14年度は財政的に厳しい。近く引上げになろう。

○各学校の非常通報装置は、教室・体育館に設置し職員室に通報される。監視カメラは効果的ではないとの判断から。この他、教師に携帯用防犯ブザーを配布する。

◆老人保健施設は症状が安定し医療が必要ではなくなったが在宅ではまだ無理、という方が入所する。リハビリや介護が中心の施設だ。遠方の施設に入所されている方や待機されている方には、町内にできることは朗報だ。　介護保険会計から考えると、施設介護費は一人当たり年間約400万円、入所者の半数が町民と考えると、億単位になるとか。介護サービスの種類・量が豊かになれば、保険料も当然上がる。不安だが。

◆東西保育所では合併浄化槽を廃止して、それぞれ農業集落排水、公共下水道に接続する費用が計上されていた。国補助金を受けて設置したものを安易に廃止しても良いものか？「法的にはっきりするまで執行しないで」と賛成討論した。「反対すべきだ」「徹底的に追及を」と同僚の声。

★期末手当の率、引き下げ

（議案第44～47号）

── 議員・特別職・職員すべて0.05か月分減 ──

H13年12月の期末手当は従前の率で支給し、差額については、議員はH14年1月分報酬から、特別職・職員はH14年3月支給の期末手当から控除。職員には、当分の間、年間3,756円の特例一時金支給。

★町税前納報償金の率を引き下げ

町民税・固定資産税とも　（議案第48号）

- 町税（月数に対して）　1/100➡ 0.5/100
- 期別税額が25万円を超えるとき　0.5/100➡0.25/100

（前納報償金の上限は10万円）

★小山広域保健衛生組合議会報告

(H13年10月30日)

H12年度会計の決算認定、H13年度会計補正予算、工事請負契約の締結について3件、財産の取得について、人事案2件の合計8議案、盛り沢山な内容でした。

【H12年度会計決算認定】

(歳入総額 36億7498万6千円)－(歳出総額 33億9850万7千円)＝2億7647万9千円(13年度へ繰越し)

《歳入》

分担金	3,176,256千円
使用料・手数料	276,663千円
県支出金	1,078千円
繰越金	203,209千円
諸収入	17,779千円
合　計	3,674,986千円

《歳出》

議会費	2,327千円
総務費	100,450千円
衛生費	2,751,982千円
公債費	543,748千円
合計	3,398,507千円

- ごみ処理・し尿処理・斎場・保健予防は全て衛生費
- 諸収入のうち、資源物(ｱﾙﾐ・紙ﾊﾟｯｸ・古布)売却料 1630万円
- 北部清掃ｾﾝﾀｰ費決算額は 197,112千円 (焼却灰等運搬処分委託料 18,507千円)

【H13年度会計補正予算】 239千円を増額して予算総額は48億8223万9千円に

《歳入》
- 分担金 △276,239千円 (南河内町分 △22,068千円)
- 繰越金 276,478千円

《歳出》 議会費 239千円：研修旅費

【工事請負契約】

汚泥再生処理センター（仮称）建設工事（し尿処理ｾﾝﾀｰ建替え）	中央清掃センターばいじん貯留・灰固形化施設設置工事	北部清掃センターばいじん貯留・灰固形化施設設置工事
条件付き一般競争入札	指名競争入札	指名競争入札
36億2250万円(消費税込み)	4億7040万円(消費税込み)	2億6775万円(消費税込み)
三井鉱山・東亜・佐田特定建設工事共同企業体	KK荏原製作所北関東支店	日立造船東京本社 環境ﾌﾟﾗﾝﾄ事業本部
工期　H16年3月25日まで	工期　H14年6月30日まで	工期　H14年6月30日まで
工事箇所　小山市塩沢地内 (現施設に隣接西側)	《全体計画》ｶﾞｽ冷却室・空気予熱器・集塵装置からの飛灰を薬剤処理により灰に含まれる有害物質の溶出を抑制するための飛灰搬出設備と固形化施設設置 ・施設規模：0.9ﾄﾝ/h (日量5.4ﾄﾝ、6時間稼働) ・処理方式：薬剤添加混練法 (キレート処理)	《全体計画》空気予熱器・白煙防止用空気予熱器・集塵装置からの飛灰を薬剤処理により灰に含まれる有害物質の溶出を抑制するための飛灰搬出設備と灰固形化設備設置 ・施設規模：0.25ﾄﾝ/h (日量1.5ﾄﾝ、6時間稼働) ・処理方式：薬剤添加混練法 (キレート処理)
・計画処理量 し尿等 191ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日 し尿 48KL 浄化槽汚泥 115KL 農集排汚泥 28KL 生ごみ 1.4ﾄﾝ/日(病院・学校等) ・処理方式 し尿等:膜分離高負荷脱窒素処理 生ごみ・脱水汚泥:高速堆肥化処理		

- し尿処理施設は、汚泥再生施設を併設しないと国庫補助対象とならないので、生ごみと共に堆肥化する。
- 仕様書(性能)発注、現場説明は実施せず、最低制限価格も設定しない。低入札価格調査制度導入し、最低応札価格がその基準額(入札予定価格の2/3)を下回ったので、公正入札調査委員会にて応札価格の妥当性を調査した。議会も他自治体の施工例を調査。
- 用地 28,166.47m^{2}を3億4553万円で取得した。
- 北部清掃ｾﾝﾀｰは、地元自治会と「稼働後10年に次期予定地選定、15年後に運転停止・移転」と協定している。今回の改良工事は、将来にわたっても十分に公害防止基準を満足できる施設とするので、稼働年数については地元自治会とよく話し合う。
- 栃木県ごみ処理広域化計画では小山ﾌﾞﾛｯｸの新施設整備はH20年となっているが、小山ﾌﾞﾛｯｸ広域化計画では目標年次を先延ばしする予定。

★石橋地区消防組合議会報告

（H13年12月25日）

H12年度会計の決算認定とH13年度補正予算、給与条例・火災予防条例等の一部改正でした。

【H12年度会計決算認定】

（歳入総額 1,738,519千円）－（歳出総額 1,714,386千円）＝24,151千円（翌年度へ繰越し）

《歳入》（千円以下切り捨て）

自主財源	分担金	1,709,129千円
自主財源	手数料	3,599
自主財源	財産収入	5
自主財源	繰越金	11,839
自主財源	諸収入	5,821
依存財源	国庫補助金	8,123
	合計	1,738,519千円

《歳出》（千円以下切り捨て）

議会費	2,030千円
総務費	101,284
消防費	1,533,970
公債費	77,083
合計	1,714,368千円

・議会は加盟各町の議長・副議長消防団長の15人で構成。
・歳出の86%は消防費、職員の給料・手当・共済等に14億3909万円支出（歳出の83.9%）.
・老朽化のため壬生分署のﾎﾟﾝﾌﾟ車を化学消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車に買い替えた（3803万円）。

【H13年度会計補正予算】　317万円を減額して、予算額を17億3796万円とした。

・H12年度決算による繰越金増、職員給与（ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟなし、期末手当率引き下げ）等による減額

→ 情報基盤整備（ﾊﾟｿｺﾝ20台導入）、ｴｱｰﾃﾝﾄ（災害時用、561万円）購入
　 各町の分担金減額（南河内町分は190万円減額して2億7750万円に）

傍聴感想

♥初めて議会の傍聴に行った。どこへ行けばよいのか案内が無くて戸惑った。♥町役場で、受付、議場の場所を示す案内を、初めての人にわかりやすく提示して頂きたい。

♥村尾さんの一般質問には理想と現実のギャップを感じさせられた。役場職員の勤務評価を年功序列より能力主義に変える、課長の昇格試験、不服申し立てのできる人事委員会等を設置してはどうかとの質問の心意気と、答弁による現実の落差を感じた。♥住民の要望にどれだけ応えたかが役場職員の能力評価につながり、給料や昇給につながるというのは、職員が住民の要望に応えようという意欲を起こすよいシステムだ。客観的な基準の設置を切望する。税金を払う者の当然の願いである。
♥これに対し、課長昇格試験に賛成する現職課長はゼロというアンケート結果の紹介は、まず、昇格試験がないというのに驚いた。率直だが、寂しいとの感想だ。
♥住民の要望を真摯に聞く行政を一歩一歩築いてゆくには村尾さんのような諦めない姿勢が必要なのだと感じた。

♥もう一つ、グリーンタウン地区の小中学校へ夜間に10代の子ども達が来て、たまり場とし、喫煙や器物破損等の問題行動を・・・との現状が紹介され、子ども達に何らかの居場所を提供できないか、ジュニアリーダーとか、スポーツや学びの場とはひと味違う、学校や家庭で息詰まる思いの子ども達に、そこに来ると何をするでもないけれど、一息つける、ほっとできる、そんなたまり場を顕在化して提供できないか、顕在化すれば非行につながりにくいというのが、村尾さんの最後の質問で、これには考えさせられた。
♥学校が荒らされるのを防ぐために、監視カメラを設置しては、という話を聞いたこともあるが、監視カメラで学校から子ども達を追い出しても、本当の解決ではない。♥教育長の答弁は的を得ていない感だったが、今回の質問で、少なくても問題があることを認識して頂けたと思う。行き場のない10代が荒れて非行に向かわないよう、地域住民全体で叡智を出し合えたらよい。誰しも自分達の住む南河内町を非行の町にはしたくはないだろう。

♥公務員の評価にせよ、荒らされる？夜の学校にせよ、地域住民が無関心では、現状の改善はない。他人事ではなく、住んでいる人が自分達の身近な問題と感じるかどうか、それが一番の鍵だと思う。

――祇園３丁目　水上美紀――

村尾光子の一般質問



問１．職員の意欲を盛り上げる人事制度を！

意欲溢れる職員が多い役場は明るく活気があるはずだ。何事にも前向きに取り組むに違いない。一生懸命な態度が評価されれば、職員の意欲は更に盛り上がり、仕事への自信もつく。精励する事への評価、優れた能力への評価が意欲をかきたてる筈だ。早く公正・公平な評価基準をつくるべきではないか。折しも、行政診断報告書とそれに基づく行政改革大綱が示された。が、評価制度についての記述はない･･･。

(1)職員の勤務成績評価システムについての検討は、どのように行われているか。

【町長】行政診断報告書が出たばかりで、それに基づいて行政改革大綱を策定したところだ。この大綱に基づいてH13年度中に人材育成基本計画を策定する。この中で人材育成、能力開発の一環として評価システムを整備する。

課長を対象に、評価者としての評価技術向上のための研修を積極的に実施し、公正公平な評価シムテム導入に向けて準備する。

(2)給与条例では、勤勉手当は基準日以前6か月以内の勤務成績に応じて支給することとし、その上限額が規定されている。支給状況は？

町条例や地方公務員法第40条の規定は遵守すべきと考えるが、町長の見解を伺う。

【町長】現在、勤勉手当は一律に支給している。条例や地方公務員法の規定は当然遵守すべきと考えるが、まだ制度が整っていない。できるだけ早く実施できるように対応する。

(再)勤勉手当はボーナス時のみの手当であり、本俸が変わるのではない。来年6月の期末手当から、勤務成績に応じての支給ができるのではないか。職員組合等から一律支給を求められているのか。

【町長】現時点では、職員組合からの要求はない。本町の職員からは理解が得られると思うが、下地が整わないと難しいと考えていた。

町職員の給与等に関する条例、勤勉手当規定は

基準日以前6か月以内の勤務成績に応じて支給する。その額は以下の範囲を超えてはならない。

	6月支給率	12月支給率
一般職員	60/100	55/100
特定幹部職員	80/100	75/100

＊勤勉手当の基礎額は(給料月額＋扶養手当)

地方公務員法では･･･

第40条　任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講しなければならない。

町条例、地方公務員法では、勤務成績の評定を行い、その結果に基づいて勤勉手当を支給し、また、何らかの措置を講じなければならないとしている。「人を評価するのは難しい」だけでは、これまで一律支給としてきた正当な理由とは認めがたい。

これから整えられる公正公平な評価システムができるのを期待するが、勤勉手当は半年間いかに仕事をしたか、で支給されるいわばご褒美だ。給料や昇格に影響する評価システムが整備されるのを待たずとも、勤務成績に応じての支給はできるのではないか。

例えば、60/100が上限(6月、一般職)なら、無遅刻・無欠勤と普通に勤務した場合は30/100とし、代休もとれないほど忙しかった、住民から接遇態度を誉められた、優れた提案をした、自主研修に励んだ･･･等々、よい点があったら残り30/100の範囲で積み上げ加算したらどうか。無論、好ましくない点があれば減点する。

上限の率を当然の権利として、仕事を真面目にしようが、いい加減にしようが“ご褒美は同じ”では、やる気なんて失せてしまうだろう。

「誉められる」は、人が育つ原点だと思う。

(3)人事委員会・公平委員会の活動状況を伺う

【総務課長】地方公務員法第7条3項の規定により、人口15万人以下の自治体は公平委員会を置くこととされ、同条4項では他の地方公共団体の人事委員会に委託することができるとしている。本町は栃木県人事委員会に、その事務を委託している。

公平委員会は、職員からの給与・勤務時間に関する措置の要求や不利益処分についての不申し立てについて処理をするが、これまで町職員からの申し立てはなかった。

(再)これからは執務能力評価主義に移行するのは確実だ。身近なところに職員の不服申し立てや救済機関が必要ではないか。
また、第3者を交えて人事制度について広範に検討・提言する機関が必要ではないか。

【総務課長】単独の委員会設置は考えない。
【町長】評価システム導入に関しての苦情処理的な意味も含めた内部組織であるなら、システム導入の過程で考える必要があるかと思う。

県内6市37町村31組合が、その公平委員会の事務を県人事委員会に委託している。小さな自治体ではやりきれないということだろう。
しかし、人事委員会の事務範囲は公平委員会よりも広範だ。法に基づいた人事委員会は望むべくもないが、それに近い機能が身近に必要ではないか。

地方公務員法第40条2項　人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について、任命権者に勧告することができる。

(5)窓口接遇態度に関するアンケートの回答数とその内容、対応はどうか。課題は見えたか。

【総務課長】最初の試みとして7月の1か月、本庁と公共施設の窓口に調査票を設置した。回答数は1件で、接遇態度に関してではなく、住民課で諸証明を交付するときに一緒に渡す封筒の再利用の提案だった。これについては在庫が無くなり次第、見直す。
アンケート調査は12月から再開している。

(4)職員の係長・課長登用時には昇格試験を実施してはどうか。

【町長】昇格試験などの客観的な評価制度の実施は、職員意識として時期尚早との報告がある。職員の理解を得ながら、段階を踏んで着実に進めたい。勤務成績評価システムの導入が先だ。

町行政診断報告書(H13年11月、ぎょうせい)
職員アンケート調査結果
「これからの町の人事制度は、どのような方向に進むべきだとお考えですか？」　(%)

目標による管理、自己申告などの参加型人事制度を導入すべき	24.6
複線型人事制度などにより、人事ルートを選択できるようにすべき	21.8
昇格・昇給に対しては能力主義を導入	15.5
特に今までとおりで問題はない	15.5
昇格試験等の客観的な評価制度を導入	4.9
その他	1.4
無回答	16.2

＊役職別内訳
課長以上 0%・係長 2.6%・一般職 8.3%

昇格試験実施には全体的に消極的だ。しかし、職位が低い(若い)ほど積極的といえる。
勤務評定せず、昇格試験もなし。今回の機構改革で課長ポストも減った。昇格基準に、どうやって明朗さを確保するのか・・・？
一般質問の傍聴席には職員組合正副委員長の姿が見えた。どう感じていたのかな。

問2．社会的な弱者への福祉施策充実を

社会的に立場の弱い方々への支援ネットワークを確立したい、との思いから質問したのだが・・・

(1)一人暮らし高齢者の安否確認事業や障害者を含めた緊急通報システムの充実が必要ではないか。

【福祉課長】一人暮らし高齢者の安否確認は、民生委員がそれぞれ担当する自治会に住む方々を訪問して把握している。また、社会福祉協議会では、原則的に毎日乳酸菌飲料配達(対象：一人暮らしの高齢者)と月2回の給食サービス(対象:65歳以上の一人暮らしと虚弱高齢者を有する2人世帯)で安否確認をしている。
災害弱者緊急通報装置設置は町の事業として実施している。対象は65歳以上の一人暮らしで緊急事態に機敏に行動することが困難な方、一人暮らしの身体障害者で障害者手帳1、2級の方だ。緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報でき、消防署からの電話による定期的な安否確認もある。現在、15軒に設置し、町は装置の点検や使用方法の確認をしている。

(2)小児虐待・女性への暴力についての実態把握と未然防止・救済のための啓発・広報活動に積極的に取り組まれたい。

【福祉課長】小児虐待についての全般的な実態はまだ把握していない。保育所等の関係者からの情報提供は受けている。主任児童委員や心の相談員事業の中で連携をしながら行っている。

女性への暴力からの一時保護は、法改正により、H14年4月から配偶者暴力相談支援センターができるので、関係機関と連携をとりながら広報やパンフレットで周知徹底したい。

児童虐待の防止等に関する法律では(骨子)
1. **児童虐待の定義**を明確化
 ①**暴行を加えること**
 ②**わいせつな行為をする、させること**
 ③**養育拒否(著しい減食、長時間放置、監護怠り)**
 ④**著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**
2. 職務上、児童の福祉に関係ある者の児童虐待早期発見に努める義務と通告義務。虐待が行われているおそれがあるとき、知事は児童委員や福祉職員に立ち入り調査させることができる。
3. 親権の行使について、しつけに際しては適切な行使に配慮すべき、親権を理由に児童虐待に係る暴行罪、傷害罪などの責任は免れない。
4. 国や自治体は、関係機関・民間団体等の連携を強化して、防止のために必要な体制を整備する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法) (骨子)
1. **国・自治体には配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する義務**
2. 都道府県は、婦人相談所その他の施設を配偶者暴力相談支援センターとして機能させなければならない。この業務は被害者からの相談と一時保護など。
3. 配偶者からの暴力を発見した者の通報努力義務(配偶者暴力相談支援センター・警察等へ)
4. 裁判所による保護命令の制度 等

児童虐待も女性への暴力も、プライバシーに係わることだけに、回りには気付きにくいし、特に子どもの場合は自ら助けを求めることもできにくい。万が一、周囲がその疑いがあると感じたら、どこに通報したらよいのか、本人はどこに救いを求めたらよいのか。せめて、その情報だけでもすぐに周知して欲しい。

(3)ねたきり予防と健康づくり推進に全町的に取り組むため、指導者(トレーナー)を養成し、健康クラブ(教室)を設置されたい。

健康づくり推進協議会委員や保健委員は指導者として活動できないか。体制づくりを。

【保健衛生課長】ねたきり予防と健康づくりの目標は、健康寿命の延伸にある。適度な運動、食生活などの改善、生活習慣病の予防が大切だ。個人の努力に加えて地域全体で健康づくり運動を支援することも重要だ。

国の健康日本21計画を踏まえた町健康づくり計画を策定する時期なので、この中で指導者養成や健康クラブ設置等について調査研究の対象とする。

保健委員の業務(町保健委員設置規則第4条)
1. 各種予防接種及び各種健康診断の励行指導
2. 衛生害虫及びそ族一斉駆除の実施指導
3. 町内生活環境の衛生的改善指導
4. 寄生虫駆除、母子衛生、成人病予防その他の保健衛生思想の普及
5. その他町長が必要と認めた事項

保健委員の報酬(非常勤特別職の報酬条例)
年間 2万円+(250円×戸数)

現実は、健康診断や予防接種はカレンダーや個別の連絡になったし、寄生虫・ねずみ駆除の仕事はもはやしていない。自治会によっては、ごみステーションの管理や資源ごみの集団回収の世話にご苦労されている方もある。時代と共に保健委員に求められる役割も変化している。

宇都宮市では、時代の趨勢により保健委員制度は廃止したと新聞で読んだ。しかし、折角できている制度だ。今の時代にあった仕事をお願いしたい。

これからは健康管理。何で行政がそこまで?、との思いもあるが、とにかく、これから増大の一途、しかも一般財源を圧迫すると予測される医療費・福祉費抑制に向けて、健康づくりのための基礎的体制は行政サイドでも整えなければならないのではないか。

競技を目指すのではなく気軽に個人や任意のグループで行われているウォーキングやストレッチ、水泳などに対して、随時適切な指導や助言が受けられたらよい。

各自治会毎に委嘱されている保健委員に、その指導者としての活躍をお願いできないものか。身近に指導者が得られれば、自主的な健康づくりクラブが発足するきっかけになるのでは。

(4)ふれあい館は開館5周年を迎えたが、福祉・保健・医療費にどの程度の節減効果があったと試算しているか。
また、使用料についての検討結果はどうか。

【企画課長】節減効果は、モニター制導入や追跡調査を行っていないので、把握していない。H12年度の町の医療費は若干減少しているが、因果関係は分からない。しかし、健康増進につながっている様子は見聞しており、年間15万人を超える利用者数から考えると、相当効果があると判断している。

使用料についてはH11年12月のふれあい館運営懇話会の発足以来、4回にわたり協議した。設置目的に重点を置くのか、採算性を中心に考えるのかを明確にした上でないと対応が難しく、近隣の施設では入館料はないことから、現時点では、料金システムは現行のままで引き続き検討をしていくことになっている。

政策評価の観点からは、どれほどの効果があったのか、多少経費を掛けてでもきちんと把握すべきではないか。建設に20億円近く投じている。
また、受益者負担の原則からは、カラオケを楽しんでも場所代は無料というのはどうか。行政の仕事としての範囲を超えていると思うのだが。

問3．実現するのか、学校プールの地域開放

学校プールの地域開放に向けた検討は、どのようになされたか。

【教育長】主として、地域開放している学校の状況調査と本町で開放する場合の課題について検討してきた。県内にはその例がないので県外から2例の情報を得た。

・世田谷区立の中学校
　13校が業務委託により有料で開放、
　夜間3校・昼間10校
・狭山市立入間川小学校
　業務委託により無料で開放(委託費300万円)
　25m・幼児用プール、屋根開閉式、ソーラー施設

いずれも勤務人員は6名(総括責任者1・プール監視員4・事務1)配置している。
本町で開放するときには、業務委託がよいと考えているが、まだ、施設の部分的改修や条例・規則の改正が必要、採算性(どの位の利用があるか)、事故の賠償問題等の課題がある。もう暫く検討したい。



問4．青少年にたまり場を

高校中退者が増加傾向と聞くが、本町の実態をどのように把握しているか。対応は？
青少年が自由に集い自主的に活動できる場の提供が必要ではないか。

【教育長】高校中退者の実態は把握していない。中学校も、高校からの報告は受けていないので正確な数は把握していない。
青少年が自由に集える場の提供は、必要なことではあると思う。ジュニアリーダースクラブに属している中高校生は、公民館を中心に活動している。地域でスポーツクラブや文化クラブが設立でき、中高校生も共に活動できればすばらしい。町青少年健全育成会では、地域の子どもをみんなで育てよう運動を展開している。たまり場についても検討する。

夜間に小中学校にたむろする青少年がいる。器物破損や喫煙などの問題行動も目に付くという。パトロールも必要だとは思うが、それだけで解決にはならない。監視や規制を強化すれば、行動は潜在化すると社会学者は言っている
組織的や目的的にではなく、そこに行けば自由に過ごせる、おしゃべりしても、本を読んでも、ゲームをしても、ただぼぉーとしていてもいい。そんな場所を青少年に提供できないか。
若者のエネルギーが健全に発散され、創造的な活動が期待できるるのではないか。

★議会運営委員会・広報調査特別委員会合同研修報告　（12月4～5日）

――― 群馬県吉岡町の議会運営と広報発行状況 ―――

議会運営委員会には副議長としてオブザーバー的な参加(議決権はない)ですが、議会だよりを編集する広報委員に委嘱されています。今年度は、議運・広報両委員会合同での視察研修でした。
研修先の吉岡町議会は議会運営・広報発行いずれも大変先進的で、非常に参考になりました。

《吉岡町概況》 人口16,478人(H13.4.1現在)、面積 20.50Km^2、榛名山の南東山麓で利根川に接して位置する。農業地域だったが、関越自動車道の渋川・伊香保インターができたこと、市町間の道路整備がなされたことにより、前橋市等のベットタウン等として人口が増加している。S.51年に町全域が都市計画区域となった。

	吉岡町	南河内町
議会　定数 内訳	20（うち女性1） 無所属 18、日本共産党 2	18(うち女性 3) 無所属 17、日本共産党 1
在職期間別	1期目 11人・2期目 4人・3期目 2人 4期目 1人・5期目 1人・7期目 1人	1期目 2人・2期目 5人・3期目 4人 4期目 1人・5期目 1人・6期目 2人 8期目 2人・10期目 1人
議会運営委員会	7人、議長が会議に諮って指名。先例により、副議長・常任委員長・地区割2・他1 定例会開会1か月前と4日前に開催	4人、正副議長はｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ参加 議長が会議に諮って指名 定例会開会の約2週間前に開催
定例会関係書類の発送	開会日の6日前に招集告知と議案書・資料配付	開会日の5日前に招集告知送付 議案書事前配布を決定、未実施
審議方法	**殆ど常任委員会付託** 予算・決算については **一般会計は総務常任委員会へ** 企業・特別会計は所管常任委員会へ付託する。	**殆ど本会議で審議** 予算・決算については **一般会計は所管毎に分割して常任委員会へ付託**、企業・特別会計は所管常任委員会へ付託。
常任委員会	総務(7人)・文教厚生(7人) 産業建設(6人)	総務(5人)・文教(4人)・厚生(4人) 経済建設(5人)
特別委員会	広報特別委員会(7人) ｲﾝﾀｰ・高渋ﾊﾞｲﾊﾟｽ促進特別委員会(6人) 駒小建設特別委員会(6人)	広報調査特別委員会(6人)
全員協議会(任意)	毎月1回、 委員会の活動報告	定例会のほぼ1週間前に開催 主として提出予定議案概要説明 その他、必要があったとき
議会だより 広報委員	年４回定例会ごと 閉会後1か月以内に発行 各常任委員会から選出、議長	年４回 定例会ごと 閉会後翌々月の初め 各常任委員会から1名、正副議長

《その他、参考になること》

●広報委員は経験が浅い議員が中心、何しろ過半数が1期目だから必然的な結果かもしれないが、新人議員には大いに勉強になる。

●一般質問の発言には制約があるが、答弁を含めて90分以内(南河内は60分)、再質問は項目毎に3回まで(南河内は全部一括して3回まで)と、羨ましい。発言時間により、議会だよりの字数が決まる。

●議案は必ずと言ってよいほど常任委員会に付託して審議する。非公式の協議会で説明を受けることはなく、本会議に上程した後の審議だ。自ずと常任委員会の活動が活発になり、公開性が高くなる。➡閉会中の継続審査の手続を行っている。

●一般質問の発言席は執行部と向かい合って置かれていた。南河内の、議員に向かって質問するのとは趣が異なる。

●委員会室はこのほど録音設備が整備され、会議録を作成する。委員席は円卓状に、執行部席は後列に、傍聴席も準備されている。委員会室は1室なので、会期中常任委員会開催が重ならないように日程を調整。

●議会運営委員には1期議員も。本町は議長経験者。

●行政の34の委員会・審議会等に議会代表として参画しているが、その時の報酬はH11年4月より廃止。

２００１年　議員報酬と主な使途

【収　入】

議員報酬	4,125,550円	副議長職、月額26万円①
小山広域保健衛生組合議員報酬	45,000	H12年度分
石橋地区消防組合議員報酬	44,000	H12年度分
都市計画審議会委員報酬	6,500	H13年分
ごみ減量化推進検討委員会委員報酬	36,000	H12年度分
クリエイトみなみかわち委員報酬	12,000	H13年分
所得税還付金	215,539	H12年分
議員旅行積立金還付金	69,122	②
印刷機使用料	28,468	実費、用紙は別 └(印刷0.2円/枚＋原紙30円/枚)
	4,582,179円	

【支　出】　主なもの

所得税	386,750円	義務的な支出 2,570,670円
議員共済掛金	356,375	
住民税	106,600	
国民健康保険税	254,000	
国民年金掛金	161,480	
固定資産税	90,000 ③	
議員旅行積立金	100,000 ②	
自動車維持費	275,465	自動車税・保険・整備・ガソリン・タイヤ2本
家計へ	840,000 ④	
病気保険掛金	36,000	
印刷機維持費	465,570	印刷機買替435,750円、インク・マスター
印刷用紙	69,195 ⑤	
事務用品・送料	160,952 ⑥	ニュース等送料116,915円、
図書・月刊誌・新聞等	321,727	
講座参加費	213,550	⑦
電車等交通費	107,910	⑦
慶弔費	81,470	

①H13年1月分報酬は12年12月期末手当の率引下げ分を減額して202,150円。この12月定例会でもさらに期末手当率を年間3.55か月に引下げたので、差額を1月分報酬から差し引く。(期末手当には15%の役職加算がある)

②H12年4月からH13年10月まで毎月1万円積立、10月に北海道旅行に行った。残金の還付。

③夫との共同名義になっている我が家の固定資産税の1/2を負担。ローン返済はすべて夫。

④電話代・生活費の一部として。夫からのお小遣いは未だ継続

⑤再生紙、丸住製紙“やしま”(古紙配合率70%)、と日本製紙“カラーランド100”(古紙配合率100%)を利用。

⑥何度も修理したのに調子が悪いファックスを買い替えた。1/2額の3万円を負担した。

⑦引き続き市川房枝記念会政治参画センター受講、財政研究会・行財政自主研究会(東京)にも参加した。その一環で秋田県鷹巣町にも行った。

この他、団体会費・被服費・懇親会費等に支出した。

《行動記録》　＊太字は副議長の充て職として出席

10月22日 農集排下坪山処理場安全祈願祭
　議会全員協議会
23　ごみ減量化推進検討委員会
26　河内郡町議会議員研修(宇都宮市)
27　ボランティア連絡協議会役員会
　女性センター公開講座(宇都宮市)
　(宮台真司・宮 淑子氏)
28　議会報告会
29　やよい会(野鳥観察会)
30　小山広域保健衛生組合定例会
11月 2日 文化協会役員会
6　やよい会例会
　他町議員自主研修(クリエイトみなみかわち実行委員会について説明)
7　**長崎県有川町文教常任委員会**
　研修同席(教育研究所について)
9　政治参画センター(東京)
　(町保健事業について報告)
10　白鳳ふれあいまつり(リサイクル市)
11　〃(V連、かざぐるま・綿あめ)
12　〃(V連、後片づけ)
12～16　I.T講習会
14　クリエイトみなみかわち広報部会
11月16・18日 共同募金街頭募金活動
　(V連、駅前・かましん脇))
17　消防団通常点検
　教育相談研修会(宇都宮市)
20～21 小山広域保健衛生組合研修
　(岐阜県郡上広域連合)
22　給食ボランティア役員会
23　まちづくりフェスタ
　(やよい会報告、俵 萌子氏講演)
24　職員研修会参加「地方分権時代の職員のあり方」
　井上 繁氏
　環境問題を考える会
25　村尾応援する会世話人会
26　文化協会研修担当役員会
　町村議員研修会(大平町)
29　ごみ減量化推進検討委員会
12月 3日 **議会運営委員会**
4～5　**議運・広報委員会合同研修**
　(群馬県吉岡町)
6　議会全員協議会
7　給食宅配ボランティア
8　ボランティア連協研修担当役員会
12月9日 文化協会「津軽三味線と落語」
10　やよい会
12　ボランティア連絡協議会役員研修
　(栃木・ゆーあい工房、福祉プラザ)
13　クリエイトみなみかわち広報部会
14～18 議会定例会
　17日　一般質問
15　とちぎ女性問題研究会全体研修
16　大豆トラスト運動(味噌仕込み)
18　栃木子ども学会人権部会学習会
　「憲法と子どもの人権」(宇都宮)
19　ルピナスさん(子育て相談)
21　給食宅配ボランティア
22　環境学習会(宇都宮市)
　「ドイツの自然保護法を学ぶ」
　大木一俊氏(町顧問弁護士)
25　**石橋地区消防組合議会定例会**
26　給食ボランティアグループ
　歳末手打ちそばづくり

♥私事だが、13年のハイライトは息子の結婚。母親役失格、でも、父親の存在は大きかった。やんちゃだけど素直だった彼、間もなく26才に。名実ともに自立。